

わが国漁業における共同経営の典型

大山 敷太郎

一、はしがき

二、丹後伊根村における共同経営

- (一) 丹後伊根村の概観
- (二) 共同経営以前の経営形態
- (三) 共同経営への移行過程
- (四) 共同経営下の経営状態
- (五) 共同経営以外の漁業経営

三、三河赤羽根村における共同経営

- (一) 三河赤羽根村の概観
- (二) 共同経営以前の経営形態
- (三) 共同経営への移行過程
- (四) 共同経営下の経営状態

四、むすび

一、はしがき

かつて指摘しておいたように、わが国漁業にあって、共同経営の事例は、かなり以前からみられるところである。今、ここで、その発生の時期を明確に断定することは出来ないが、おそらく、封建社会の末期には、その萌

芽とみるべきものがあらわれかけ、明治維新後の解放的な一般風潮のうちに、それより以前、古くから根強く存続してきた親方制度が、徐々に崩壊しかけてきたのに代り、やゝ生長し、明治末から大正・昭和となるにつれて、増加してきたが、殊に、敗戦後における民主化の線に沿うて、かなりの程度に普及してきたようである。

〔註〕ただ、ここで、農業の面で往古行われたかと推定せられている耕地その他の総有と同じく、漁業にあっては、漁場の総有が行われ、その限りにおいて、共同経営が、きわめて古い時代から行われたとする見解があるかも知れない。だが、この点に関しては、いうまでもなく、当時はまだ生産技術がきわめて幼稚で、経済生活は自給自足の段階にあり、従って、漁獲物の商品化ということはあり得なかつたから、協同労働ということはあり得ても、共同経営ということはあり得なかつたであろう。そして、漁獲物の商品化が、ある程度みられるような段階に進んだころには、たとい、漁場の総有がなお残存するにしても、これを基盤としての共同経営が、果して、行われたか、どうか。私見によれば、この場合でも、共同経営よりも、むしろ、個々の個人経営に移つていたのであるとおもふ。ただし、漁場というものは、農耕地にあって、つとに私有化が決定的となつた後にあつても、これと異つて、その本来の性質上、明確に一線を劃しての細分化がほとんど不可能というべく、このゆえに、政治的権力者の一元的支配というものを除けば、むしろ、総有乃至共有として、いわば、何人も出漁自由ということが、鉄則ともいうべきもので、ただ、僅かに、各村単位にその地先海面の分割的用途が申合はされる程度にとどまつていたので、このような総有を基盤としたとしても、そこで、個人経営が行われるということが、むしろ、自然的であつたと考えられるからである（拙稿「わが国漁業労働における封建性と近代性との交錯」立命館大学創立五十周年記念論文集「経済学篇所収、参照」）。

尤も、それらのうち、真に文字通りの意味において、共同経営といひ得るもの、いわば、典型的なるそれは、いまだ比較的少数にとどまつてゐる。すなわち、単に、出資を共同にするといつただけのものを、共同経営と呼んでいる事例がすくなくないのであるが、これらのうちには、一・二のきわめて少数の旧親方（綱元・船主）が、大部分を出資し、その残余の少額を、多数の旧子方（綱子・船子）に分散的に出資せしめてゐるにすぎないような

ものが、ずいぶん多いのである。このようなものは、實質上は、むしろ、旧態依然たる、親方制度による経営と全く異なるところがないといふべく、たとい、共同出資であつても、そのゆえに、直ちに、それが共同経営だと速断すべきでないことは、疑問の余地がないとおもう。しかも、これらのうち、形態上、一応、株式会社といった近代的な組織をとつているものが、これまたすくなくみられるのであるが、それが、如何に、形態上、近代なものであつても、その實質からみれば、きわめて、非近代的なものといわざるを得ないのである。

又、漁業にあつては、それが、多人数の協同労働を必要とする、すくなくとも有利とする、という建前から、同族によるものが、かなり古くから存続してきたものである。このようなものを共同経営と呼ぶ場合もあるようであるが、その本質を仔細に検討すれば、果して、これが妥当であらうか。大きな疑問であるとおもう。ただし、これにあつても、その出資関係は、多くは不平等であり、しかも、それが、他を排除しての、同族だけによる経営であるという点において、更には、いわゆる同族関係そのものが、宗家を中心とし、その権威を絶対視するといった、多分に、封建性を持つものである点において、これを否定せざるを得ないからである。

かくて、わたくしとしては、真に共同経営の名に値するものは、これらのものを超えたところに成立するところの、地域的な集団を構成する一群の漁業者が、その必要とする生産手段を共有し、彼等各自の間において、出資はもちろん、漁獲物の分配その他の面においても、平等的な関係につらなつて、いわば、民主的に、その経営を共同して営むところのものであるとおもう。

このようなものとしての共同経営が、果して、如何なる事情のもとに発現し、且つ、それが、如何に發展してきたか、更には、又、その将来性は、果してどうか、といった問題は、決して、單なる学的興味のものでなく、

わが国漁業の、ひいては、更にひろくいつて、わが国社会・経済組織の向うべき進路如何といった点にも、つらなる問題であつて、軽視すべからざるものといふことができよう。ただ、このような問題に、適確なる解答を与えるには、わたくしの準備はきわめて不十分であるので、ここでは、単に、その一端として、このようなものとしての共同経営の典型的とおもわれる一・二の事例を、素描的に提示するにとどめざるを得ないのである。

二、丹後伊根村における共同経営

一、丹後伊根村の概観

丹後伊根村（京都府与謝郡伊根村）は、与謝海の北西岸に位し、宮津町から巡航船で約二時間の距離にあり、亀島・平田・日出の相連らなる三部落から成る純漁村である。この地の漁村としての歴史は、すこぶる古いらしく、殊に、亀島に関しては「京都府漁業誌」に、

『亀島は今を去る千有余年前、天暦年間或は其以前の創始にして、其当時既に漁村なりしならん。之を証するものは、亀島部落小字青島に安置しある蛭子神社は、元來漁業家の信靈神にして、同社は天暦年間の建立とす』云々と見え、

越えて、かの「方丈記」の著者として有名な鴨長明も、『伊根浦』と題して、

『わかめ刈与佐の入海かすみぬと、海士にそつげよ伊根の浦風』

と咏じており、更に、貝原益軒が、「丹後与佐海名勝略記」の一齣として、

『伊禰の浦。名所也。伊禰は惣名にして、凡そ日出より亀島村まで入海の裏向なり。晴岸に網をさらし、漁火波

を焼風景一ならず。与謝海辺一臨の勝景なり。丹後鰯というは此所にてとる。鯨なども取也』云々と記しているところからみても、鎌倉時代初期乃至は、江戸時代中期以前にあつても、それぞれ漁村として、相当知られたものであつたことが判る。

この村は、地勢として、与謝半島の東端が、更に小さく湾曲して、自然の防波堤をなして、一少湾を形づくり、漁村として、天与の好条件に恵まれている。しかも、その背後は、山地が海岸まで追つており、耕地は、ほとんどに足らず、住民として、いきおい、漁業に頼らざるを得ない状態におかれている。最近の統計によるに、総戸数三百九十六戸のうち、漁家が三百四十三戸という大多数を占め、残余は、教員・僧侶・商工業者の少数であり、しかも、これらのうちにも、全く漁業に無関係というのは数えるに足らず、他面、純農家とみるべきものは皆無であつて、まさに、純漁村と呼ぶにふさわしいとおもう。そして、若干の例外はあるが、村民の住宅の如きをみても、かなり平均化せられ、彼等の経済生活の程度が、かなり高度なのが、この村に足一歩踏み入れた何人にも感ぜられる。

二、共同経営以前の経営形態

今日、丹後伊根村における漁業は、共同経営として営まれ、しかも、典型的なそれであることは、後に述べる通りであるが、その創始は、比較的近時のことに属し、決して、そんなに古くからのものではない。この村では、古く、おそらく、戦国時代の末期、もしくは江戸時代の初期から、鰯漁業その他に関して、株制がとられ、漁場の共同利用が、その仲間同志の間で行われて来た。このことは、株制の本質からいって、その仲間連中だけの排他独占的な漁業が行われたことを意味する。

尤も、ここに、このような株制が相当古くから行われたとし、且つ、その本質として、『社会集団の一部の利益や特権のために出発したものでなく、その制定の対象が、部落総員のためにあつた』ものであるとし『部落総員が有つ総有的共同財産の使用収益権を平等に行使せしめんがために多人数の無規律的漁者に一定の秩序と利用法を定め、相互の利益を保護せんとする一社会全員の総意に基く社会的共同利益の立場から成立した』とし、そこに、共同経営が成立していたかのように説く見解がある（羽原又吉氏「丹後伊根浦の鮎株制とその経済史的発展」〔社会経済史学〕五ノ八）。しかし、このような漁場の総有関係といわゆる株制が、表裏一体的に直結し、そのゆえを以て、そこに、わたくしのいわゆる共同経営がみられたと速断することができるか、否か。

私見によれば、このような論断が可能なるためには、まず、株の所持が部落総員に平等的でなければならず、従つて又、収益の分配が総員に等分せられなければならないのであるが、確実な史料の示す限り、このような事實はない。事実としては、第一に、株の所持そのものが、決して一様でなく、全収益の一部分が、その持株高に應じて分配せられ、第二として、その残額が、有株無株を問わず、部落総員に平等に等分せられるに過ぎない。そして、第二の事情も、決して、それがここの漁業が共同経営であるとの論証にならず、わずかに、漁場そのものが村民の総有のもとにおかれていた結果に外ならぬと見るべきであらうとおもう。

要するに、それは、あくまで、特権者だけの漁場の共同利用という限りのものであつて、ここである、共同経営とは、全く、その本質を異にするものであり、企業そのものとしては、主として、単独的な個人経営に外ならなかつた。ただ、収益の幾分かが村民の総員に等分せられるというだけが、特異な点であるが、それは、漁場そのものが、古くから総有関係におかれてきた事情に因るのであらう。そして又、この株の売買譲渡が認められて

いて、主として資力関係から、その移動が絶えず行われていた。今、延宝九年（一六八一年）の平田部落の「田畑永代分け帳」なる記録に徴するに、それは、一株毎にそれに附属する耕地があるという、他に余り類例を見ない特異なものであるが、一株を一人で所有する場合と、数人で所有する場合とがあり、決して、平等的な関係でなかった。尤も、一株毎の内容は均一であったが、このように株の売買譲渡が認められ、事実としてその移動が頻繁に行われた以上、このことは、すくなくとも、この点に関する限り、大した意味をもつものとは考えられない。江戸時代の後期になると、一人で十数株を所有するものが出現し、逆に、半株若しは四分の一株しか所有しないものが多数となつて、更には、全く株を持たないものが増加してきている。すなわち、寛政二年（一七九〇年）の「御納所算用帳平田村」によれば、総戸数九十九戸のうち、有株者二十六戸に対し、無株者は七十三戸の多きに達している。主として、次第に増進してきた個人間の資力関係の懸絶が、そうさせたと思われるの外はないとおもう。ところで、なお、ここで一言附加すべきは、論者あるいは、有株者を「百姓」、無株者を「水呑百姓」と唱えたという事実から、『これは、無株者が専ら有株者の小作人として耕作に従事したからである』と断定しているが、〔前掲、羽原文吉氏論文参照〕果して、このように断定すべきか、否かの点である。さきに言及しておいたように、この地は、地勢上、耕地はごく僅少であつて、株毎の面積は、田畑合して漸く一反余に過ぎないのである。この位の耕地ならば、有株者といえども、普通には、十分自家労働で耕作することに差支えない筈で、あえて、無株者に小作さす必要はなかつたであろう。のみならず、無株者としても、このような僅少な耕地を耕作するだけてその生活を維持し得る筈はあり得ないのであつて、むしろ、彼等のほとんど全部は、一部の有株者に雇われて、その漁業に労力を提供したものと推測せられる。この地の生業のほとんどが、漁業であつたことの当然の成

りゆきというべきであろう。そうして、そのような現実の姿の意味するところのものは、局部的としても、この地の漁業にも又、一般にみられるように、かの親方制度が次第に生長してきつつあったということに外ならぬであろう。

三、共同経営への移行過程

右のような形態は、明治以後もなお持続せられ、殊に、漁株は田地に附属するものとして、『総百姓熟議の上』、『田地を売買譲渡の節は、漁株を分離する事決して不相成、漁株共に売買譲渡すべき事』と定め、何人といえどもこれに対し『苦情申立て間敷候』と申合せられていた。ところが、明治三十七年に至って、大敷網なる大規模な漁具が、新たに移入せられ、多大の資本を必要とするところから、これまでのような単独的な個人経営が難しくなり、特に鱒大敷漁業に関して、一時的に、一種の親方制度が採られた。それは、資本を主として外部に仰ぎ、村方において労力を提供するといったものであったが、これは、僅々一年有余で解体した。この間の詳しい事情は不明であるが、思うに、この村での旧来の慣行と乖離するこの新しい形態は、村民の多くに歓迎せられず、当事者間の調和に事欠くといったことが、その主因ではなかったか。そして、その後、この鱒大敷網漁業のみに関してではあったが、ある程度現在実施せられているものにちかいかい共同経営が行われることとなった。だが、この村の漁業全体としては、なお、旧来の慣行に基くものが主であったし、この新規の大敷網漁業を、魚具の改良がなされたものであるとして、新漁具による以上、新権利が認めらるべきであるとの見地から、旧来の有株者により、大敷網漁業を彼等だけの独占となすべきであると力強く主張される一方、当時として、数として、無株者の方が多く、これらの人々による、漁場総有の基本体制を根柢とする反対意見も亦強硬であって、両者間にし

ばしば抗争が起り、遂には、訴訟沙汰まで持ち上り、ために、村政そのものまでが困難視せられるに至った。

かくして、一時的な妥協は、かえって問題を後日に残し、これを再燃させるだけのもののであるとして、根本的な解決策が要望せられて来たのは、当然である。このような解決策としては、最も根本的には、有株者の既得権若くは、村民の漁場塗有権のいづれかを消滅せしむることであろうが、これは、歴史的發達をとげてきている現実を無視することとなって、いふべくして到底実行しうるところでない。そこで、弥縫策として、さきに述べた

ような当事者間の利益配分率の変更がしばしばなされたが、一方の利益とするところは、すなわち、他方の不利となり、問題は後日に残らざるを得なかったのである。かくて、最後の、漁業組合として——事実上、有株者は明治三十五年の漁業法發布を好機として、この法律の保護の下に、彼等の既得権を一層強固なものとし、鰯大敷網漁法を採用した以後も、漁業組合を大敷網定置漁業権者とし、その実際上の経営において、従来の慣行を理由として、彼等自身の手中に収めて来たのであるが——鰯大敷網漁業の既得権を買収し、結局において、いわば、株の解放を実現させ、その権利を村民全体に均霑享受させるというのが、最も合理的解決策と考えられてきた。

この提案も、当初は、実行上、ほとんど不可能視されたもので、談合は遅々として進まなかったが、この問題を解決しなくては、村政の運営それ自体も、全く不可能という最悪の事態に追いつめられた結果、種々議論は百出したが、ついに、昭和十五年に至って、これが実現の運びとなった。但、この時は、土地は従来のままの所有関係を持続さすこととし、漁業権として漁業組合が買収することになり、その総金額十三万円と決定せられた（昭和十五年五月一日）。なお、このときの総株数百三十八。内、日出部落十二、平田部落四十五、亀島部落八十一であった。

以上、これを要するに、この村の漁業共同経営は、後述の通り典型なるものと考えられるが、それへの移行過程は、かならずしも坦々たるものでなかったことが知られよう。

四、共同経営下の経営状態

このようにして、村内の全漁家が、それぞれ一組合員として、平等出資の下に漁業協同組合に参加することになった。現在の出資額は、各戸平等に金十万円（この額は、共同経営として出発後漸次増大して来た）、前述の通り、全漁家三百四十三戸であるから、出資総額は二千四百三十万円に昇り、全国でも屈指の額である。尤も、十万円のうち、約六万円程が払込済みで、近く政府買上の漁業権証券の補償金を各戸平等出資金に充当し、ほとんど満額となる見込みという。

組合への新規加入は、大体、組合員たるものの子弟で分家したものを主とし、真に漁民としてやってゆくと認められる以上、組合の決議により承認せられる。全村、共同経営という建前から、円満主義の精神でこれが行われてきている。現に、最近十カ年程の間に十三戸が、新規加入者であるが、以上の外、別段の条件なく、これが承認せられてきた。

組合員として、実際稼働したものに對しては、所定の賃銀を支給する。この給与と、それ以外の必要経費とを差引いた残額を、全組合員に、平等に、利益として配当する。稼働は、原則とし、一戸一人とするが、場合によき、例外として、一戸二人を組合總會において承認せられる。又、稼働は組合員としての当然の義務とはされていない。各家庭の事情により、稼働不能のことがあるが（病氣その他）、そのために、所要人員に不足を来たしたという事例は、従来まだない。賃銀の支給方法は、現在、固定給として月額五千円（但し、八月は毎年漁獲も少なく、

且つ暑熱のため網等の漁具の損傷がひどいとして休漁するので、給与せず、外に歩合給とし、年間総水揚高の一万分の六を支給する。もちろん、この額は各年により多少違うが、予算としては、近年、年間総水揚高を二億円と見積っているの、これによれば、歩合給は一カ年十二万円となる。結局、固定給月額五千円の十一月分五万五千円と、この十二万円の合計、十七万五千円が、稼働組合員の一ケ年の労賃である。

以上の労賃は、固定給・歩合給を通して、年齢及び経験の多少により、原則として、何等の差等をつけない。又、組合に理事・監事等の役員をおくが（後述参照）、これ等も、特別の賞与なく、固定給・歩合給共に、一般漁夫と同率であるなど、全村漁民の共同経営の精神からきている民主的な建前というべきであろう。ただ、例外として、漁獵長（定置一人、巾着三人）副漁獵長（定置五人、巾着三人）及び本船（六隻）、附属船（九隻）の各船長機関長に対しては、漁獵長二人分、副漁獵長一人半乃至一人四分、船長・機関長一人四分乃至一人二分とし、特別加給があり、組々の監督、掛り等にも、若干づつ半期毎に特別賞与が出される。然し、これらのものも、すべて全組合員の選挙（一年の任期毎に改選）により、信任を得たものが任命せられる仕組となっている。

又、必要経費とは、船舶その他漁具の修理費、燃料その他であるが、食料は各稼働者の自弁としている。前述の通り、給与とこの必要経費を差引いた残額が、利益として、全組員に平等に配当されるのであるが、総会の決議によっては、このうち倉庫・船舶等の建造や土地購入等の資金に充てられる。然し、これらも、組合資産として、結局は、共同経営の建前から、当然、平等の関係に立つ各組合員の共有財産の増殖に外ならないのである。

最後に、組合の理事・監事等の役員は、すべて、選挙により選ばれ、理事七名、うち組合長一名を互選により選出、この外、専務理事・会計理事・資材理事・定置理事・巾着理事・販売理事と各事務を分担する。任期は各

二九年。監事七名の任期は各一ケ年とする。この外、若干の職員があるが、これらのすべてが、一般漁夫と固定給・歩合給を同じくすること、特別に役員賞与というべきものがないこと等は、すでに述べた通りである。

五、共同経営以外の漁業経営

以上述べた通り、この村における漁業経営は、昭和十五年以来、純然たる共同経営を特色とするものであるが、その例外が若干あることを附加しなくてはならぬ。それは、任意組合組織によるもの中着網二統、及び個人経営以東底引網二統（二戸）、これであるが、後者の経営は、近年ほとんど不振であるという。前者の組合員も共に、いずれも伊根漁業協同組合員であつて、特に、組合の了解の下に経営しているという。結局、この村の漁民として、組合の自営（共同経営）に従事せぬものも、これらに吸収せられて、残らず漁業に携るもので、大体、組合の選（抽籤による）にもれたもの、或は、四十歳以上の年配のものが、任意組合の方へ廻り、全体として、全村の勞務配分はほとんど過不足ない現状であるという。なお、任意組合の賃銀は、ほとんど本組合に範をとり、大差がないという。

三、三河赤羽根村における共同経営

一、三河赤羽根村の概観

三河赤羽根村（愛知県渥美郡赤羽根村）は、渥美半島の先端伊良湖岬にちかく、太平洋岸に面し、豊橋市よりバスで、約一時間の距離にあり、赤羽根・高松・若見・越戸等の諸部落より成る半農半漁の村である。漁村としてのこの地に関しては、何等その起元・沿革等を徹すべき記録はない。だが、暖流の影響をうけて、その気候すこ

ぶる温暖、近くに、考古学上著名な吉胡遺跡等があることからみても、往古から、この地方一帯が、好適なる住居地として占拠せられてきたことは、ほとんど疑いがなく、従つて、この地方の漁業そのものも、きわめて古い歴史を有しているものと考えられるのである。

然し、この村は、全体として、地勢上、平坦部に恵まれ、耕地も多く、それに、気候温暖の好条件によつて、農耕もすこぶるさかんで、穀類蔬菜等の通常の農作物に加えて、蔬菜・花卉等の温室利用の早期速成栽培も、併せ行われ、半農半漁といううちにも、どちらかといえば、農主漁従の経営状態である。すなわち、今日の総戸数約千三百戸のうち、漁家は四百五十戸であつて、漁家は総戸数の約三分の一に過ぎず、しかも、それらの漁家も、いずれも、兼ねて農業をも営んでいるものばかりで、専業漁家は一軒もない。然し、近來、この地の漁業も相当さかんで、その特産、チリメンシラス網漁業は、中間商人排除の目的でそれぞれ加工場を設置し、絶えず市場の景況をみて、出荷を調節し、殊に、京都・大阪市場の大半は、この地の産を以て占め、多くは、直営トラックを以て輸送し、相当の実績を挙げているという。

二、共同経営以前の経営形態

三河赤羽根村における漁業も亦、現在、共同経営として営まれ、しかも、典型的なそれと考えられるが、かつては、通常の漁村でみられる通りの、親方制度によるものと、一個人々の、小規模な単独経営との併存であつた。このうち、前者の起元・沿革等については、前述の通り、記録として徴すべきものがないので、もちろん、不明である。然し、旧親方の一人であるW家の如きは、この半島でも古くから著明な旧家であり、永く地方銀行の頭取でもあつた程で、相当な資産家であつたから、この点からみて、かなり古くから漁業の親方として、その経営

を続けてきたものと推察せられるのである。それが、大体、明治三十五・六年頃を境として、廃滅に帰し、その後、これに代るものとして、ある程度、共同経営的組織に移行することになった。序ながら、この間の事情は、当時わが国の漁業の一般にみられた機械化の趨勢に伴って、個人の資力では、到底出しきれない大きなまとまった資本が必要となつてのことと考えられ、この事情は、各地に互つて、ほとんど軌を一にして、この頃みられたものようである。尤も、このような事情にも拘らず、若干の、ある程度大きな資力を有していた親方は、独力で機械化を実現し得たから、依然として、そのままの地位を温存し得たもので、今日も各地に残存する親方制度は、多くは、その存続であるわけである。

三、共同経営への移行過程

前略の通り、明治三十五・六年頃を境として、この村での親方制度は崩壊し去り、その後をうけて、有志網という新しい経営組織が生れた。この呼称の真義はハッキリしないが、おそらく、有志のものだけが参加して、網を持つ、つまりは漁業を営むといった意味で名付けられたものであろう。そして、それは、さきの経営者たる親方から、漁業に必要な一切の資材を、彼等かつての網子（これを、この地方ではアンゴと呼んだ）達が、共同に出資して譲りうけて経営するものであった。尤も、かつての親方も、これまでの関係を清算し、彼等と同じ資格で参加している。この場合、彼等は、出資者であると共に、もちろん、自ら稼働している。

但し、親方のうちには、その経営が思わしくゆかないために、漁業経営を断念し、自己所有の一切の資材を部落に寄附したものがあつた。これを部落持ち（セコ持ち）と呼んでいる。

このようにして、この経営組織は、いわゆる共同経営に歩みを進めたものといふことができるが、もとより、

まだ未成熟な段階にあったといわねばならなかつた。というのは、彼等の出資関係が、なお、幾分不平等なものであり、且又、各出資者を、元持ち、若くは、元方〔株主の意だという。又、旧親方の意も含まれているという。つまり、そこに、かつての親方制度の残影が、観念的ながらも残されている〕と呼んだのに対して、彼等以外、何等出資することなく、ただ、網子、すなわち、労働者として、彼等に雇われて労働に従事するだけのものがあつたから、共同経営に歩を進めたといいうるだけで、決して、わたくしのいわゆる共同経営に成り切つてゐるといえないのである。

この場合の利益分配方法は、総水揚高から日常の必要経費（燃料その他）を差引き、残りの五分を出資者たる元持ち間に、それぞれの出資額に応じて配当（尤も、資材としての網、船等の新調修理費は、このうちで賄い、その残額を配当する。場合によつて、利益の少ないときは、不足することもないといえないが、この場合には、元持ち連中が、平等に負担し合う）、他の五分を、網子も元持ちも、すべて、その稼働日数に応じて平等に割るのである。尤も、この村の一部、若見部落の如きにあつては、この頃からすでに、ソウロク持（惣祿持の意か）と呼んで、利益全部を平等に分配し合う仕方も見られた。

四、共同経営下の経営状態

ところが、右のような有志網の経営のもとでは、なお、共同精神に徹底し難く、従つて、参加者全員の和が保ち兼ね、このため、その事業成績の向上発展が、ややもすれば阻害せられると考えられてたき。加えて、敗戦後の資材価格の急騰時代にあつて、前述の五分だけの配当を以てしては、資材費にその全部をハタキ出し、元持の配当皆無の時が続き、元持連中として、到底、やつてゆけないこととなつた。かくて、多くは、昭和二十一年頃

から、全漁業者が、全く平等な関係に立って、共同精神を徹底すると共に、利益の分配も、平等とする、純粹な共同経営組織に改められることとなった。

このような新しい組織を、世古（瀬古）網と呼んでいる。世古（瀬古）とは、この地方で、字の更に小さいものをいい、その部落々々一個の網組なるものを組織し、彼等だけの間で、共同経営するものである。すなわち、そこでは、漁獲物収益の分配が、必要経費を差引いて、残りを、各網組を単位とし、それを構成する漁業者が、すべて平等権を持つものとして、平等に分配をうけるのである。今、主として、赤羽根部落の中世古の規約に基づいて、その概要をいえば、次の通りである。すなわち、

まず、網組の組合員たる資格は、『組合規定の出資者にして、稼働日数九十日以上、組合員名簿に捺印してあるもの』とする（規約第三条）。ここで、『組合員名簿に捺印』云々は、普通には、組合員として登録済という意味であろう。又、組合員たるものは、すべて、組合出資者たることを要するのは当然であるが、ただ、それだけでは、組合員としての資格を与えられず、その『稼働日数』が年間を通じて『九十日以上に及ぶものでなくてはならない（尤も、この際、稼働者各自の個人的な作業能率の相違は、あえて問題とされず、すべて一様、平等として報酬が与えられる）。これは、全員が出資者であると共に、同時に稼働者として、共同経営するという建前から、単なる出資者として、稼働せぬ、いわゆる羽織獵師（旧親方の如き）を排除することによって、必要労働力を組合内部だけで確保せんとする目的から出ているとおもわれる。このことは、前述の如く、この村が、むしろ農主漁従の経営状態にあり、専業漁家というべきものがないところから、農繁期に当って、あたかも又、漁業労働力を多分に必要とする事情のある際に、その必要労働力を確保しなければならぬからである。ここで、参考とすべ

きは、同様、必要労働力確保の目的からこの地で行われている『貰い網』の制度であろう。これは、右の目的から、通常の場合と異つて、漁獲物収益の残らず全部を、そのときの出勤者だけで分配してしまうものである。尤も、その期間・配当は世話役たる網元がこれを決定する(後に述べる通り、網元という親方制度時代の呼称が、世話役として残存している) (第二十七条)。

右のような事情により『稼働日数十九日』に及ぶことが、組合員たり得る条件の一とされているのであるが、これには例外がある。すなわち、『不在・病氣その他事情已むを得ず』と認められたときは、代人を以て稼働することが出来る(第二十六条)。これに反し『組合員が農業に従事した場合』には、代人が全く認められない(第二十五条)のは、上述の趣旨からみて、きわめて当然のことといふべきであろう。又、作業中の事故により故障を生じ、休養中のものに対しては、配当金の全額を支給する。但し、長期間を要する休養の場合には、総会の認定による(第二十三条)。

次に、この網組は部落内居住者のうち、右のような組合員資格を有するものを以て組織する(第二条)。さきに表示した通り、この村の漁家戸数は、全戸数の約三分一である。だから、網組が部落毎に組織された共同経営組織だとはいっても、部落の全員が、これに参加するものではないのである。ただ、この村で、漁家はいずれも皆、例外なく、組合員資格を具備して、これに参加している。網組に新たに加入せんと欲するものは、その旨申込をする。網元は、その際には、総会を招集し、その協議によらねばならない(第六条)。総会において、その加入の承認を得たものは、出資金を納付しなければならぬ(第八条)。出資の基本は、動力船及び魚具の見積価格を以て算定するもので(第四条)、その額は一定しないが、昭和二十六年現在、この部落で、二百万円と定められ、一

組合員の出資は、現金出資一万円、稼働出資四万円、計五万円となっている（第五条）。この新加入者の稼働出資金は、決算勘定において剰余金を生じた場合、組合員に配当する。但し、一ケ年内と定められている（第十条）。なお、網組によっては、小縄二束、苫二枚を提供の義務が課せられている。

次に、組合員として、脱退せんと欲する場合には、自由意思を以てこれをなし得る。尤も、これを網元に通告する義務がある（第七条）。脱退者には、その出資金を返納しない。但し、一旦脱退したものが、再度加入せんとする場合には、重ねて出資金を必要としない（第十一条）。

以上、網組規定により、その組織・運営等の概要を説明したものであるが、ここで、なお、注目すべきは、この村で、かつて親方制度の行われた名残りに相違ないが、親方（網元）の名称があるが、その実質が全く一変して、むしろ、網組の世話役となり、それも、一交代制による選挙によって、選ばれるという、民主化せられたものとなっている事実であろう。しかも、これに対して、何等格別の報償がなく、ただ、年額二百円程度の、今日として、全く煙草銭というにも値しない僅かの包金が差出される程度であり、誰も、面倒がって、親方となることを嫌い、なるべく避けようとしているという。役員には、この網元の外、その下に、会計、賄、道具掛等があるが、これらもすべて選挙により任命せられること、格別の報酬のないことは、いずれも、網元と同じである。

なお、この網組は、現在、全村を通じて、二十五ある。このうち、赤羽根部落八、高松部落六、若戸部落十一となっており、更に、赤羽根部落が東（五）・中（二）・西（三）、若戸部落が池尻（三）・若見（五）・越戸（三）といったように、各世古に分属している。そして、各網組の構成人員は、五十四戸を最大とし、十八戸が最小である。又、これらが、ほとんどみな、世古名でなく、それぞれのかつての親方の性を冠して、渡会組、柳原組な

どと呼んでいることにも亦、親方制度の余影を残しているといえよう。

四、む す び

以上、わが国漁業における共同経営の典型として、丹後伊根村及び三河赤羽根村における諸事情を概説したものである。さきに述べた通り、共同経営化の方向は、ひとり漁業といわず、ひろく各産業分野にあつて、かつての封建性を払拭し、近代性獲得の指標として、注目に値する事実である。殊に、それが、同じく近代性獲得の指標として、現在支配的な勢力を有する資本主義的経営と、全く異つた別箇の原理の上に立つて、その経営が推進せられている事実は、その将来性如何は、なお、多分に疑問視せられるにも拘らず、われわれの関心の的といわざるを得ないとおもう。

もちろん、今日の社会体制が、全体として資本主義社会体制である以上、例えば、必要資材の購入、生産品の販売等の面において、彼等が、資本主義原理の支配をうけざるを得ない実情にあるのであるが、限られたる一小地域毎の経営であるとはいえ、その組織・運営・利益分配等の面において、資本主義的経営の場合と、全く異つた、平等出資・平等分配という理想的原理を貫ぬき、共同社会として、一致和合、共存共栄への途を邁進しつつ姿は、将来の理想社会の設計を描きつづけているものにとつて、多大の暗示を与えるといえよう。

ただ、巷間、ややもすれば、このような実態にある漁村を呼んで、『共產漁村』という声を聞く。だが、いうまでもなく、それは、全くの誤謬である。けだし、そこでの漁民は、漁業経営の面こそ、平等出資・平等分配の原理を以て、共同経営をいとなんでいるが、その基盤は、やはり、個人主義経済以外の何物でもなく、且又、

彼等のほとんどすべては、多少の差こそあれ同時に、別個の原理に立つ農業を併せいとなむばかりでなく、全体としての彼等個人々の経済生活は、全く、個人主義的であり、資本主義社会の埒外に一步も出るものではないからである。尤も、それらの村々では、かつての封建性をほとんど払拭し去り、近代性の獲得を具現しているのは、革新的といわねばならない。ところで、又、ここで興趣を禁じ得なかつたのは、今夏わたくしが史料採訪に赴いた際、本稿で紹介した丹後伊根村の青年諸君「そのほとんどが、漁業に従事しているのであるが」で組織している「新生同志会」なるグループで、時あたかも、『伊根村における封建性について』と題する懸賞論文を募集中であつたことである。わたくしは、未だその応募論文を拝見してないのであるが、この事實は、われわれが考へて、ほとんど封建性を払拭しているとおもわれるこの村の如きにあつてさえ、その内部では、まだまだその残存が予想せられることを教えるものであり、このような論題を以て、懸賞論文を募集する青年諸君のグループの意図は、いうまでもなく、それを、徹底的に打破しようとするにあつたであらう。

最後に、ひとしく共同経営といつても、それぞれの漁村によつて、その縁由・組織・運営その他、かならずしも一樣でないことは、本稿に華示した丹後伊根村・三河赤羽根村の二事例を以てみるも、明白である。それらの比較検討をもなすべきであるが、すでに与えられた紙数を超過したので、この問題は、更に、ひろく各地の事情を精査し、他日別稿を以て、わが国漁業における共同経営について公表する際にゆづらしていただくこととする。

〔一九五二・一一・一〇夜摺筆〕

〔附記〕 本稿を成すに当り、史料の採訪その他実地調査上、丹後伊根村に関しては、同村漁業組合長矢木琴治氏、同専務理事

倉謙治氏、水産庁資料整備委員、宮津町岩崎英精氏等に、又、三河赤羽根村に関しては、同村漁業組合長杉原照雄氏、同専務

鈴木豊氏、加工主任齋藤徳二氏等に、多大の御世話と御教示に預つたことを附記し、感謝の意を表したい。

〔補記〕 本稿を脱稿し、印刷所に廻付して後数日、わたくしは、本稿末尾に閑説した伊根村青年会たる新生同志会々長西橋嘉一氏から、同会機関誌「潮」第五号と共に、懇切なる書簡を戴いた。同誌には、今夏わたくしが同地に赴いた際、募集中であった懸賞論文「伊根村における封建性について」の当選作が登載せられ、同氏の書簡にも、この問題に言及していただけるので、ここに補記として、その概略を紹介し、大方の参考に供すると共に、御好意に酬ゆる一端としたいとおもう。

それによれば、この論題は、会長たる西橋氏の発案になるもので、氏は張切つて募集をせられたが、案外の低調な投稿振りに、心外の感を強くせられたという。その原因を、氏は

『常々封建性を痛烈に批判して居り、又其の打破に闘うべきだと強調している青年或は中年層が多かったのでありますが、やはりそこには、古い顔に対する圧迫をさけるためであると思います。口に出して居るが、公然とこうしたものに発表出来ないところに、現日本の社会情勢と類似した所があります。或る程度青年は闘っておりますが、まだ／＼真剣に闘っておりません』

云々と云いよこされた。この御意見には、わたくしも全く同感の外はない。氏は又、

『青年が旧制度に対して改革的な感覚を持ち、古い人達を啓発して行つて始めて民主化が完成出来ると思います』
とも云われ、漁協内部にても、理事選挙が如実に物語っているように、七名の理事に二十数名が濫立し、政界・財界すべての舞台上汚職が生じていると同じことが、含まれて、見苦しい非人道的な運営がどうしても取去られていないと痛嘆せられている。ただ、右は、このような抽象的な立言に止まって、わたくしとして具体的な事実を聴かされていないので、何とも確言できないのであるが、この伊根村にあつても、封建性は、決して十分には、払拭せられていないことが想見せられる。

ところが、この点に関して、懸賞論文の方は、やや具体的に論ぜられている。まず、増井茂氏はいう。

『伊根村に封建制度が残っているか。然り、一つ親方小方制であります。一つ区制であります。但し、区制度は民主化を阻むもの、封建社会の残物として挙げる次第です。このような制度は、封建社会の家中心思想、主従の思想を基にした身分の階層あるピラミッド政治に通じると思います。そして、この二つの制度は、本村民主化の大障礙だと思ひます。反対に、この二

つの制度を打破すれば、本村民主化は大半成つたものと考えます』云々と。

氏は、又、更に突込んでいう。

『漁協理事』、その他、各種議員、委員は、地区代表と親方小方制度による代表、親戚代表であつて、真に民主的に、伊根村全体から選出されているとは考えられません。このように、民主的公明選挙を阻害しているのは何か。私は、区制度と親方小方制度が最も大きな障碍だと思ひます。区で、各種選挙に区内から候補者を定めて擁立したことをよく聴きます。この場合、その候補者を定める迄の過程に注意せねばならぬことは勿論、結果は決して立派な人が出るに限りません』云々と。

ここにいわれるところは親方小方制が、漁業制度に関する限り、典型的な共同経営に移行しているこの伊根村において、清算せられていることは、本稿で述べた通りであるが、然し、にも拘らず、その内実が、右の通りだとすれば、典型的だとみられる共同経営実現の今日にあつても、かつての親方の權威が、なお、しつように残存しつづけていて、有形無形に、或は無意識的に、村人の間に働きかけているのかもとおもう。かつて指摘しておいたように、この親方制度なるものは、ひとり漁業といわず、あらゆる産業分野に互り、否、ひろくわが国社会のあらゆる面に互つて、根強く存在しつづけてきたもので、そこにおける封建性の一大温床であつたのであるが、近来、いわゆる民主化の風潮に伴つて、次第に影をひそめつゝあるのが、現状である。われ／＼は、典型的だとみられる共同経営を実現し得ている伊根村の如きにあつては、ほとんどこれが一掃しつくされていると考えたのであるが、事情、右にいわれる如しとすれば、今更ら、その根強さを痛感せざるを得ないのである。この点について、他のも一つの懸賞論文において、吉本宏氏が

『封建性というものは、制度や形態等にだけ見られるものでなく、頭の中、即ち人間自身の物の考え方にも見られ、むしろ後者の方が強大であります』云々と述べられているのは、何人といえども、傾聴すべきところだとおもう。

最後に、わたくしは、このような見識を持つていられる伊根村の青年諸兄に、心からなる敬意と親愛の念を抱くものであり、限られたる地域的なものにはせよ、理想社会の建設に向つての、諸兄のより一層の熱意と健闘とを祈つてやまないものである。